

# 居宅介護支援契約書

(利用者)

(支援事業者) 社会福祉法人 勝央福祉会

支援事業者は、利用者又はその家族に対して重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者は、居宅介護支援サービスの提供の開始について同意し、本契約を締結します。

## (提供するサービス内容)

第1条 支援事業者は、利用者に対し、介護保険法令、重要事項説明書及び本契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう担当する介護支援専門員によって、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

居宅介護支援サービスについては、介護保険制度によって、支援事業者に対して全額の給付がなされますので、原則として利用料の自己負担はありません。但し、保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。

## (契約期間)

第2条 この契約の期間は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、同じ条件で更新されるものとします。

## (その他の契約内容)

担当介護支援専門員・居宅サービス計画の作成変更・利用者負担金の変更・更新拒絶の方法・解約・解除・契約の終了・損害賠償・秘密保持・個人情報の利用・苦情処理・記録の保存などの詳しい契約内容は裏面に記載しています。

契約日 令和 年 月 日

(支援事業者) 〒709-4334 岡山県勝田郡勝央町平 242-1 電話 (0868) 38-1880 FAX (0868) 38-1891 社会福祉法人 勝央福祉会 理事長 大村 晃一 印	(利用者) 住所 〒 - 氏名 印 電話
(支援事業所) 〒709-4334 岡山県勝田郡勝央町平 242-1 電話 (0868) 38-7214 FAX (0868) 38-7212 ケアプランセンター勝央苑 管理者 綱澤 優子	(家族・代理人) 住所 〒 - 氏名 印 (続柄) 電話

### （担当介護支援専門員）

第3条 支援事業者は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

2 支援事業者が、担当する介護支援専門員を選任または変更する場合には利用者の状況とその意向に配慮して行います。支援事業者側の事情により担当する介護支援専門員を変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

3 支援事業者は、介護支援専門員に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な対応を講じます。

4 介護支援専門員は、常に身分証明書を携帯し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

### （居宅介護サービス計画の作成とその変更）

第4条 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

2 介護支援専門員は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の原案に基づき、サービス利用票を作成し、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等を利用者又はその家族に説明します。利用者は、同意した場合には、サービス利用票に署名押印します。

3 利用者はいつでも居宅介護サービス計画の変更を申し出ることができます。その場合、介護支援専門員は、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

### （施設入所への支援）

第5条 支援事業者は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、必要に応じて利用者に介護保険施設等を紹介するなど適切な措置を講じます。

### （利用者負担金の変更等）

第6条 利用者負担金のうち関係法令に定められたものにつき、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改訂後の利用者負担金が適応されます。

2 支援事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合、それに要した交通費の支払いを利用者から受け取ることができます。この場合、事業者は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るものとします。

### （契約期間の例外と更新拒絶の方法）

第7条 契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 自動更新する場合、支援事業者は利用者に更新の意向の有無を確認し、更新された契約期間を記載した書面に利用者が押印して本契約書末尾に添付します。

3 契約を更新拒絶する場合、利用者は、支援事業所に対し、本契約終了日の1ヶ月前までに文書で通知します。

4 利用者から更新拒絶の意志が表示された場合は、支援事業者は、他の業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

### （利用者の解約権）

第8条 利用者は支援事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

2 利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。

### （利用者の解除権）

第9条 利用者は、以下の場合には直ちにこの契約を解除できます。

一 支援事業所が、正当な理由なく、本契約に定める居宅介護支援サービスを提供しない場合。

二 支援事業者が、守秘義務に違反した場合

三 支援事業者が、利用者の身体・財産・名誉などを傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

### （支援事業者の解除権）

第10条 支援事業者は、居宅介護支援サービスの目的が達成できない等やむを得ない事情がある場合、1ヶ月以上の予告期間をつけて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

2 利用者又はその家族などが、支援事業者又はその従業員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合等信頼関係が回復困難な程度に損なわれた場合、支援事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

3 支援事業者は、1項・2項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

4 利用者又はその家族などが、支援事業者又はその従業員に対して暴言・暴力・いやがらせ・セクシャルハラスメントなどの迷惑行為を行った場合は、この契約を解除することができます。

### （契約の終了）

第11条 次の各項のいずれかに該当する場合、この契約は終了します。

一 利用者が死亡したとき。

二 利用者が介護保険施設に入所し、又は医療施設へ入院した場合

三 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合

四 契約期間が満了し更新が拒絶された場合

五 本契約に基づき適法に解約・解除された場合

### （損害賠償）

第12条 支援事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、支援事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

### （秘密保持・個人情報の利用）

第13条 支援事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 支援事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 支援事業者は、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。

4 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報をを用いることに同意します。

5 利用者は、利用者のサービス計画上位づけられている主治医、サービス事業者及び保険給付対象外のサービス事業者担当者間において、介護や支援に必要な事項に対して共通認識に基づいたサービス提供を行うために利用者又はその家族の情報を提供することに同意します。

6 利用者は、介護支援専門員が必要な場合には、主治医・歯科医師の意見を求めることに同意します。

### （苦情処理）

第14条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

2 支援事業者は、利用者へ提供したサービスについて、利用者又は利用者家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 支援事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

### （サービス内容等の記録作成・保存）

第15条 支援事業者は、介護保険法令に従って、記録を作成・保存します。

2 利用者は支援事業者に対し、いつでも第1項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、支援事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

### （契約外条項）

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他の諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び支援事業者の協議により定めます。